

# 看護闘争ニュース

NO. 150

2009年1月22日

## 第4回「看護の質の向上と確保に関する検討会」

## 厚労省「年度内に中間とりまとめを」 検討会延長

検討会 座長・委員 各位殿

### 「看護の質の向上と確保に関する検討会」への要望

2009年1月19日

日本医療労働組合連合会

中央執行委員長 田中 千恵子

看護の質の向上や看護師確保問題で、熱心に議論をいただいていることに感謝申し上げます。

日本医労連も、看護改善や処遇改善での看護師確保の運動に取り組んでいる関係上、この検討会の発足を心より歓迎し期待しております。

「第1回看護の質の向上と確保に関する懇談会」の冒頭で、舛添厚生労働大臣は「都立墨東病院に行った際、看護師不足でNICUが15床中12床しか稼動していないと聞いた。医師の過酷な状況が言われているが、看護師はどうなのか。処遇も含めて看護のあり方を議論する場が必要と考えた」と、大臣直属の懇談会を立ち上げるにあたっての説明をされました。

そもそも、この懇談会は、1月19日の衆議院厚生労働委員会で、民主党の長妻昭議員の「看護師さんが、現在84万人おられますが、私はこれを100万人以上にすべきだと思っていますが、大臣のご意見を伺いたい」の質問に対し、舛添厚労大臣が「墨東病院を視察しまして、NICUが15床あるのに12床しか稼動していない。原因は看護師の不足であります。私も非常に深刻に思っています。それで、来週にも、看護師の方についても私のもとに検討会を立ち上げて、委員、今一番の問題は、医療水準が高すぎて、就職したはいいいけれども新卒で辞めていかれる方がたくさんおられる。資格を持っているのに、いろいろな事情でその資格を生かせないで休眠状態にある方がいる。こういう方々を掘り起こし、そしてきちんと就職していただくことによって、100万人という計画も達成できると思いますので、早急に、年末ぐらいいにかけて、大急ぎでその提言をまとめたいと思っています」と答えられ、大臣直属の検討会を立ち上げる方針を明らかにされました。

この大臣の検討会立ち上げの主旨から考えれば、看護職員確保、とくにマンパワー対策が重点になるのは誰の目にも明らかです。ところが、第1回から3回までの懇談会・検討会の論議では、基礎教育の4年制大学化や新人臨床研修制度、ナースプラクティショナーなど看護教育のあり方にシフトされすぎている感を否めません。

3回の論議の中で、「この重要課題を4回の検討でいいのか」、「チームとは何ぞやという視点からすれば、医師・看護師だけでなく、他のコメディカルが不在の検討会で結論出るのか」等の委員の意見にも見られるように、看護の将来を方向づけるという点では慎重かつ十分な論議が必要と考えます。

「この検討会は看護教育のありかたのみに終始してしまうのではないか」という危惧と共に、何人かの委員から看護現場の過酷な実態が発言されたり、准看護師制度のあり方が発言されているに関わらず、その課題が浮上しないことにも一抹の不安を覚えます。

看護のあり方を論じる時に、基礎教育の課題も抜きにはできませんが、医療看護のめざましい進歩、入院日数短縮、対象患者の高齢化・複雑化から、看護現場は超過密労働になり、看護師はバーンアウトになりながら退職に追い込まれているのが実態です。この問題は、まさしくマンパワー問題であり、教育制度の改革だけで改善できるものではありません。つい最近も24歳と25歳で過労死した2人の看護師の犠牲者が生まれています。WHOの国際がん研究機関(IARC)が、昨年「発がん性が疑われる因子」の一覧表に「夜間勤務」を加えたという報告もあります。

舛添大臣は、村上優子さんの過労死問題での国会質問に対し、「実態調査を行い、過酷な医療現場の改善に取り組みたい」と答弁されています。もういちど検討会発足の当初の目的にかえて、マンパワー対策で議論をお願いしたい次第です。

### 医労連 検討会への要望を大臣等へ提出

日本医労連では、舛添厚労大臣、座長・委員、看護課あてに、執行委員長名で「看護の質の向上と確保に関する検討会への要望」を、看護課へ提出し、確保対策、マンパワー対策を重視することを要望しました。

看護課は「委員に渡すかどうかは看護課の判断」といいながら、結局、第4回検討会では委員に配布されませんでした。

委員には要請を続けています。



### 第4回検討会を傍聴して

看護対策委員長 大村 淑美

第4回の検討会が、1月21日開催されました。(議論の詳細は添付のメディアファックスを参照ください)

厚労省は、「中間とりまとめ」にむけた議論の整理案を提示し、次回は2月以降の予定で、「年度内には最終的な中間とりまとめをめざしたい」と表明。当初は4回の検討会を開催し、1月中旬に結論を出す予定でしたが、会議を年度内(3月末)まで延長しました。

厚労省が示した「議論の整理(案)」は、「1. 看護教育のあり方について、2. 新人看護職員の質の向上について、3. チーム医療について、4. 看護職員の確保について」の順に、「…図る必要がある」「…が指摘されている」「…との意見もある」「…が求められる」などと、それぞれの項目で出た意見を整理した内容に留まり、若干の問題意識が「…どのように考えるか」などと、数項目問題提起的に括弧でくくりながら書かれています。厚労省としての見解はまったく示されていない内容です。

第1回の懇談会では、検討課題として①看護職員の確保、②新人看護職員の質の向上、③チーム医療の推進、④看護教育のあり方となっていました。順番がまったく逆転し、議論の経過から見れば、優先順位を表すもので、4回目の「議論整理」では、確保問題が最後に追いやられたという実感です。

論議の中でも、酒井委員(フリーアナウンサー)が「確保の問題で、看護現場が一生働ける職場になることが最上の手段。教育の問題もあるが、『3K』のイメージがまだに現場にはある。現場では『夜勤』の負担が大問題。この問題が改善されれば、どの職場においても皆が辞めなくても良い職場になり、専門性を高めることになる」と、マンパワー対策や確保対策で、極めて重要な発言をしたにもかかわらず、論議にならないという状況でした。それぞれの委員、看護大学者や看護関係者が4年制大学化を主張し、医師関係者がそれに歯止めをかけるような発言をし、お互い牽制しあひながらの論議のなかでは、酒井委員のような発言の「居場所がない」という印象です。

医政局看護課の主体的姿勢が、まったく不明確で「4年制大学化」の結論だけでこの検討会の結論を出すつもりなのか、そもそも、この検討会発足の経緯や目的が何だったのか、身を削りながら看護をしている現場看護師の苦痛をまったく理解(問題視)していない委員たちの集合体で、現状の問題が論議できるのかと怒りを感じました。